

補正申請の概要

1. 補正申請者

NTT東日本株式会社
代表取締役社長 澁谷 直樹

2. 補正申請年月日

令和8年2月3日(火)

3. 概要

○端末回線伝送機能に係る接続料の記載誤りについて

令和8年1月16日付でNTT東日本株式会社より申請のあった接続約款変更認可申請書について、網使用料（接続約款料金表第1表第1）のうち、イーサネットフレーム伝送に係る「端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）」の基本料（接続料）が、算定根拠資料からの転記を誤ったことにより、不正確な料額が記載されていたことが明らかになった。

そのため、本補正申請は、別紙のとおり、接続約款変更認可申請書のうち、当該箇所の接続料を修正するものである。

○変更案（接続約款変更後の料金表）

<旧>

（2-1-1-1 基本料）

区分		単位	料金額	備考	
（9） 端末回線 伝送機能（第5条 （標準的な接続箇 所）第1項の表中 第5-3欄で接続 する場合）	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送を行う機 能	ア 10Mbit/sから 100Mbit/sまでの符合 伝送が可能なもの	1回線ご とに	<u>5,658円</u>	—
		イ 200Mbit/sから 1Gbit/sまでの符合伝 送が可能なもの	1回線ご とに	<u>10,328円</u>	
		ウ 2Gbit/sから 400Gbit/sまでの符合 伝送が可能なもの	1回線ご とに	<u>3,441円</u>	

<新>

（2-1-1-1 基本料）

区分		単位	料金額	備考	
（9） 端末回線 伝送機能（第5条 （標準的な接続箇 所）第1項の表中 第5-3欄で接続 する場合）	端末回線を収容 する伝送装置及 び端末回線によ り伝送を行う機 能	ア 10Mbit/sから 100Mbit/sまでの符合 伝送が可能なもの	1回線ご とに	<u>5,737円</u>	—
		イ 200Mbit/sから 1Gbit/sまでの符合伝 送が可能なもの	1回線ご とに	<u>10,407円</u>	
		ウ 2Gbit/sから 400Gbit/sまでの符合 伝送が可能なもの	1回線ご とに	<u>3,520円</u>	